明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二七）　一
○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（同二八）　七
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務七二～七八）　九
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同七九～八一）　一〇
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同八二）　一〇
○有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件（文部科学二七）　一〇
○重要有形民俗文化財に有形の民俗文化財を追加して指定する件（同二八）　一〇
○無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件（同二九）　一〇
○有形の民俗文化財を登録有形民俗文化財に登録する件（同三〇）　一〇
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働四五）　一〇
〔官庁報告〕
国家試験　一〇
CBTによる平成二十四年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　一〇
〔公　告〕
諸事項　一〇
裁判所　一〇
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等　一〇
土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分・日弁連研修センター規則中一部改正・日弁連総合研修センター規則制定・弁護士法第五条の規定による弁護士業務についての研修に関する規則中一部改正・倫理研修規則中一部改正関係　一〇
地方公共団体　一〇
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇
会社その他　一〇
会社決算公告　一〇

省令

○厚生労働省令第二十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百三十一号を第四百三十二号とし、第二十三号から第四百三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　アゾキシストロビン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第一項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表の四の㈢の⑴の1中「ポリエチレン加工紙、エチレン・1―アルケン共重合樹脂加工紙又はポリエチレンテレフタレート加工紙（以下この号において「合成樹脂加工紙」という。」を「合成樹脂加工紙（合成樹脂を用いる加工紙をいう。以下この号において同じ。」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。